

# 我が国の I T 戦略推進に関するアピール

平成 1 3 年 1 1 月 2 3 日

地域から I T 戦略を考える会

岩手県知事	増田	寛也
宮城県知事	浅野	史郎
栃木県知事	福田	昭夫
岐阜県知事	梶原	拓
三重県知事	北川	正恭
岡山県知事	石井	正弘
高知県知事	橋本	大二郎
福岡県知事	麻生	渡
沖縄県知事	稲嶺	恵一

## 1 総論

IT革命は、21世紀の社会経済構造を変革する文明史的革命であり、地域社会においても社会、経済、文化等あらゆる面において、極めて大きなインパクトを持つものである。

国においては、本年一月に策定した「e-Japan 戦略」の中で「5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」との明確な目標を定め、その実現を図るべく「e-Japan 重点計画」を定め、実施に努めていることは大いに評価できる。

しかしながら、一方で、平成14年度予算の概算要求を見る限りにおいては、「構造改革特別要求」において一定の考慮はなされているものの、IT革命の重大性に鑑みれば、既存の予算の枠組みを大きく変更したものとは言い難く、この計画の実現性には大いに疑問を持たざるを得ない。

我々は、今日まで、IT革命のもたらす恩恵は、生活インフラの整備をはじめ様々な面で都市部と格差が生じている地方においてこそ、より大きく享受されるべきものであるとの考え方に基づき、独自の光ファイバ網の整備をはじめ、地方として可能な限りのIT施策の推進を図ってきたところである。

我々は、今後とも、各県の継続的な連携強化のもと、デジタルデバイドの解消に向けた情報通信基盤の整備はもとより、行政改革推進に連動した事務処理の一層の高度化、さらには基本目標としての教育・福祉分野はもとより、環境・文化等の分野での行政サービスの量的、質的改革、地域経済の活性化、雇用の創出、情報公開制度への活用など、真の「eガバメント」の確立に向けた先駆的取り組みを一層推進してゆく決意である。

国においては、こうした地方における我々の決意を十分踏まえ、「地域のIT革命なくして我が国のIT革命なし」との認識のもと、こうした先進的取り組みを成功のモデルとして位置づけ、制度面はもとより、さらなる支援体制を確立されるよう要望する。

## 2 「地域からIT戦略を考える会」としての取り組みの決意

(1) 超高速インターネット網の整備は、民間事業主体の整備に委ねていては、2005年度までに概ね市までの整備が限界である。IT革命の恩恵は、都市部においてよりもむしろ過疎地等においてこそ享受されるべきものであり、我々はこうした条件不利地域におけるラストワンマイルの積極的な整備を行う。

また、障害者などユーザの声を十分に反映したシステム構築と情報リテラシーの向上を図る。

(2) 世界的にIT人材の不足は深刻な状況であり、我が国においてもより顕著である。地方においても、電子自治体の推進、IT産業を中心とする地域経済の活性化において、高度なIT技術を有する人材の育成は急務である。今後、各県と共同して高度な技術、知識を有するIT人材の育成を図る。

(3) 来るべきIT社会において、我が国が国際競争に勝ち抜くためには、次世代を担う子供たちへのIT教育が不可欠である。このため、全ての学校教室に高速インターネットを常時接続し、早急に生徒一人に一台(当面三人に一台)のパソコン配備が実現するよう努力する。

また、多様な教育コンテンツ等の開発を共同で行う。

(4) IT産業は21世紀のリーディング産業であり、地域経済活性化の牽引役であるとの認識のもと、特定地域に集中的支援策を講ずる「IT特別経済区」を設けるとともに、地域IXやiDCを構築することにより、IT産業の東京一極集中を打破し、地方におけるIT産業の集積を図る。

(5) 地域住民と直接の接点を有するのは地方自治体であり、国よりも地方においてこそ、行政の電子化は進めてゆかなければならない。こうした認識のもと、我々は先駆的に電子自治体戦略を進

めてきたところであるが、今後とも自らの自治体の行政改革、業務改革を前提とし、さらに行政の透明性を高めるためにも、各県連携を強化し、「eガバメント」確立に向けた取り組みを推進する。

- (6) また、電子自治体の構築は、極めて大きなIT需要を創出することとなり、経済活性化に大きく貢献するものである。こうした観点からも、さらに一層電子自治体戦略を進めてゆくとともに、戦略的アウトソーシングの実施や地域の中小・ベンチャー企業への発注などの方策により、民間の需要を喚起してゆく。

### 3 国に対する提言

- (1) 情報通信インフラの整備を公共事業として位置づけるとともに、現在の省庁及び事業毎にシーリングを設ける画一的な予算配分手法を改め、公共事業の枠組みの大幅な変更を行い、強力に情報通信インフラの整備が進むよう措置されたい。
- (2) 地方公共団体が国庫補助等により整備した公共ネットワークをケーブルテレビを含めたラストワンマイル整備に活用できるよう必要な法制度の見直しを行うとともに、国や公的機関が保有する光ファイバを地方公共団体等が活用できるよう積極的に開放されたい。
- (3) 国においては、情報リテラシーの向上に向けた積極的な取り組みを求める。
- (4) 我が国において、高度なIT技術を有する者が大幅に不足している状況に鑑み、海外からIT技術者が入国する際の制限の緩和や、滞在者の居住しやすい環境整備などの措置を講じられたい。
- (5) 各県が共同で行うIT人材育成事業や学校インターネットの

環境整備に対する財政的支援措置を拡充されたい。

- (6) 各県が設ける「IT特別経済区」に対して、法人税や消費税等の国税の減免措置や規制緩和の特例措置、インキュベーション施設の整備助成などの支援策を講じられたい。
- (7) 東京中心のインターネット網の構造がブロードバンド推進の阻害要因となっている状況に鑑み、IXの分散及びIXと東京を結ぶ超高速インターネットバックボーンの整備、開放などブロードバンド推進の支援策を講じられたい。
- (8) 地域住民の視点に立った行政手続きのワンストップサービスを進めるため、省庁間の垣根を徹底的に排除し、各種手続きの統一化が図られるよう各省庁横断的な法制度の見直しを行われたい。
- (9) 電子認証等全国共通であることが望ましい基盤については、国が主体的に整備すべきであるが、これを国主導で画一的に行うのではなく、地方自治体の意見を十分反映しながら整備されたい。
- (10) その他、地方において、電子自治体をはじめとするIT施策を先進的に取り組む地方自治体については、その取り組みをモデル事業として位置づけ、国においても推奨・支援する体制を確立されたい。